

月刊

介護保険

介護に携わる人の
応援マガジン

特集

次期報酬改定で介護職員のさらなる処遇改善を

社保審・介護給付費分科会が事業者団体ヒアリング

2014

11

vol. 225

現地ルポー自治体編

保健・福祉・医療を一元化し地域包括ケアを実現
長野県川上村の取り組み



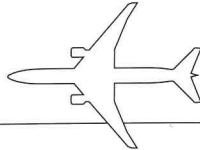
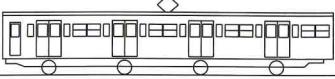
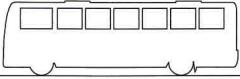
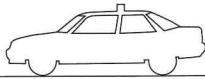
現地ルポー事業者編

3つの法人が共同して支援する住まい
サービス付き高齢者向け住宅「ココファン柏豊四季台」(千葉県柏市)

仕事に役立つ! 実務解説

座談会 まちづくりの視点で積極的に計画作りを
第6期介護保険事業計画策定に向けて(下)

株式会社 法研



第20回

街 へ出よう!

～地域交通の活用で移動をスムーズに～

地域の社会資源を ビギナーにも開放してほしい

以前、沖縄の小さな島に観光へ行きたいという相談があり、リフト付き福祉車両の手配を試みたことがあります。そこは数十世帯の家族が寄り添うように暮らす集落が点在する離島でした。

街には介護タクシー事業者は一つもなく、リフト付き車両をもっていたのは社会福祉協議会だけでした。そこで社会福祉協議会に事情を説明し車両の貸し出しを頼んだところ、「貸し出しは個人のみ」とのことでした。

初めに対応してくれた人は、「大丈夫ですよ」と返事をしてくれたので、お客様とは利用できる前提で話を進めていたのですが、その人が上司に確認したところ、「事業者には貸せない」という規則があるとのことで、結局、別の島から車を運ぶことになりました。車両の輸送など余計な費用がかかるだけでなく利用者の負担や手間も増えて、「もったいないな」と思いました。

過疎地域や離島地域では、高齢化が深刻である一方で、生活道路が安心して利用できないという事情があります。台風や雪など、その地域の自然環境によるもの、道幅が狭くカーブの多い山間部など、もともと移動に危険を感じる人が多い地域などです。こうしたところでは、救急車など緊急車両の通行や路線バスなど、公共交通機関の安全な運行にも支障をきたしています。

このようなことは被災地にも当てはまり、東日本大震災から3年半が経った東北東岸には、いまだに他県から来ているボランティアやNPO活動に頼らざるを得ない地域があります。当初は車を失い、被災で運転手の確保が困難なため、という事情がありましたが、これだけの時間を経てもなお地元に役割を履行できず、スタッフを引き揚げることができないままです。

高齢者や障がい者ら、平時から移動に困難を感じる人々は、災害時には即時に災害弱者となります。また日々の移動の助けとなる公共交通機関が存在しないため、透析のための通院が困難になるなど命と直結する課題が生じているにもかかわらず、地元の力だけで解決できないままでいます。このような問題はすでに日本の半分以上の地域でおきており、また、救急の際や高次医療施設への搬送等にも不便をきたしているのが現状です。

交通手段がなく移動の確保が困難な過疎地では、過疎地有償運送という事業が認められていて、その多くは、NPOや社会福祉協議会など非営利団体が担っており、公共交通を補う重要な役割を果たしています。こうした地域を支える社会資源がビギナーにも開放され、共有されれば、もう少し豊かな社会に近づくと常日頃から思うところです。



NPO法人
日本トラベルヘルパー協会
理事長 笠塚 恒一

PROFILE しのづか・きょういち

株式会社SPIあ・える俱楽部代表取締役。
平成18年にNPO法人日本トラベルヘルパー(外出支援専門員)協会を設立。